

# 全ての公共施設を対象とした計画において 建築物の出入口を重点的にバリアフリー化

東京都  
世田谷区

## ● 世田谷区の概要

- 面積 58.08km<sup>2</sup>
- 人口 810,983人 (2006.3.1現在)
- 世帯数 418,118世帯
- 人口密度 13,963人/km<sup>2</sup>
- 人口増加率 5.65% (H9-H18)
- 高齢者、障害者等の動向
  - ・平成18年1月現在で高齢者(65歳以上)人口の割合は17.3%に達し、今後も高齢化が進展することが予想される。
  - ・身体障害者手帳の所持者は17,372人、愛の手帳所持者は2,908人となっている。
- 学校数 小学校64校、中学校31校
- 担当課
  - 【学校に関すること】
    - ・世田谷区教育委員会事務局施設課  
TEL (03) 5432-2661  
URL <http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>
  - 【バリアフリー計画に関すること】
    - ・世田谷区都市整備部地域整備課  
TEL (03) 5432-2038



## 1 計画の特徴

- ① 条例に基づくバリアフリー計画「バリアフリー世田谷プラン21」を策定
- ② 条例に基づき「福祉的環境整備地区」を指定
- ③ 公共建築物の出入口の改善を重点的に実施
- ④ 推進計画の進捗状況の定期的な把握

### ① 条例に基づくバリアフリー計画「バリアフリー世田谷プラン21」を策定

地域保健福祉社会を構築するためのハード面の規定として、平成7年11月「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」(以下、「いえ・まち条例」という。)を策定した。

いえ・まち条例では、区は福祉的環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定し、また、施策について定期的に評価を行うこととされている。

この規定に基づき、平成11年、「バリアフリー

世田谷プラン21」を策定し、どの施設の、どの部位から整備を進めるのかを定めている。

### ② 条例に基づき「福祉的環境整備地区」を指定

いえ・まち条例の規定に基づき、福祉的環境整備の推進地区を5ヶ所指定している。指定を受けた各地区の地域特性に応じた整備計画を策定し、計画的に福祉的環境整備を推進している。

推進地域の指定にあたっては、「世田谷区福祉的環境整備審議会」(以下、「審議会」という。)の意見を聴き、人口密度、福祉施設の集中度、広域避難所の指定などを考慮して決定している。

### ③ 公共建築物の出入口の改善を重点的に実施

「区立建築物の出入口改善」が優先的に整備すべき重点施策とされており、屋外通路、出入口等の改善を行い、それぞれの建築物で最低1ヶ所は誰もが『入れる』よう整備することとされている。

### ④ 推進計画の進捗状況の定期的な把握

推進計画の進捗状況については、いえ・まち条例の規定により、審議会の意見を聴き、定期的に評価することとされており、その際には、区民、事業者の意見を反映することとされている。

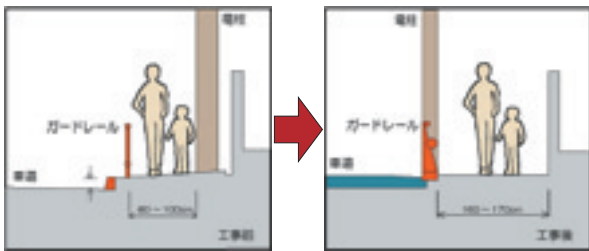
## 2 計画策定の背景

### 計画策定前のバリアフリー関連施策の状況

世田谷区では、昭和58年の梅丘地区における「ふれあい通り」の計画をはじめ、各地でモデル地区的にバリアフリー整備を推進していた。特に梅丘地区では、歩道のデザインを皮切りに住民と区が話し合い、研究しあい、共同作業を通して計画を実施しました。

平成5年に公共施設を建設する際の基準（「福祉のまちづくりのための施設整備要綱」）を作成し、その後、よりきめ細かな福祉的環境整備を推進するために要綱を条例化したいえ・まち条例を制定している。

平成18年度には、社会情勢などを勘案して、これらの取組みを発展させた「ユニバーサルデザイン推進条例」を策定し、平成19年度以降、同条例にもとづく推進計画を策定する予定となっている。



梅丘地区の歩道の整備  
(車道と歩道の段差解消)

### その他学校施設に関する計画

#### ●「公共施設整備方針」（平成17年4月）

公共施設全般の老朽化等を勘案した改築、改修需要を把握した上、施設の整備・運営に関する基本的な考え方を示している。また、施設種別ごとの取組みの方向性、計画策定後3年間の具体的な取組みを示している。

#### ●「新たな学校施設整備基本方針」（平成18年3月）

「公共施設整備方針」との整合性を図り、今後10年間の学校施設整備の基本的方針を示したもの。

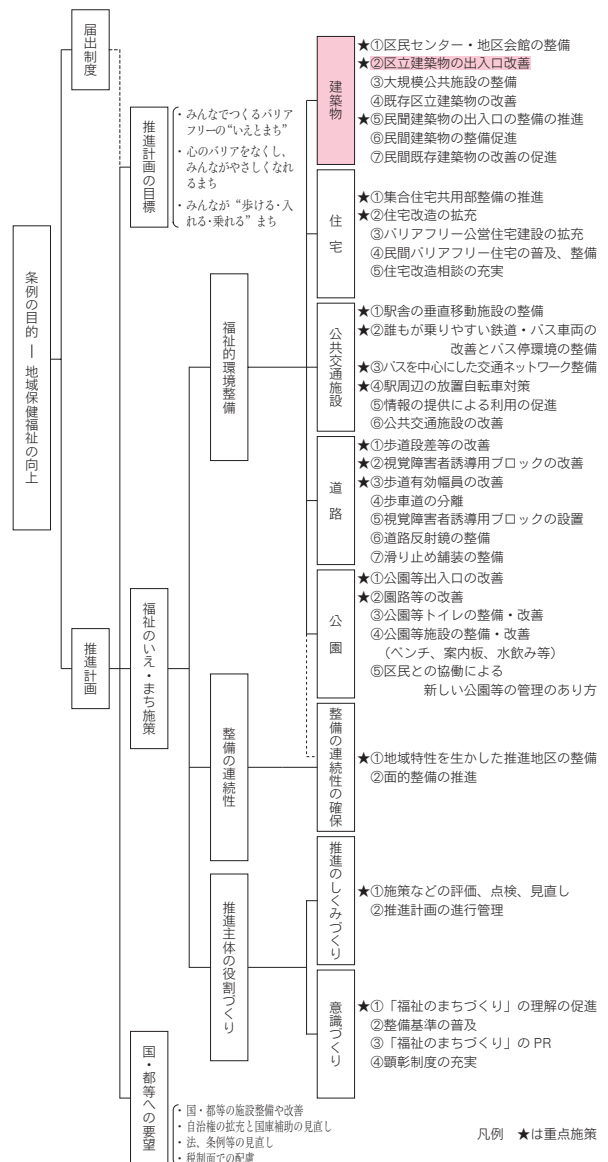
耐震性確保を優先し、毎年2校のペースによる改築の実施、改築コストの削減、安全性の向上、バリアフリー化の推進などの基本的方針を示している。

## 3 計画の概要

### 骨子

- 計画名 バリアフリー世田谷プラン21
- 策定者 世田谷区長
- 策定期限 平成11年3月
- 対象施設 公共施設全般、集合住宅
- 事業期間 (短期計画) 平成11～16年度  
(中期計画) 平成17～26年度  
(長期計画) 平成27～36年度

### 事業規模



## ■ 整備の優先順位

既存施設等の福祉的環境整備等に重点的に取り組むこととしており、出入口改善などの「みんなが“歩ける・入れる・乗れる”まち」を実現するために特に積極的に推進すべき施策を重点施策としている。

### 4 整備事業の推進

#### ■ 整備実績

●学校施設の出入口整備については、平成19年度中に調査を実施し、翌年度以降、順次、整備を行う。

○出入口整備の事例（スロープ部分はカラーラインを整備）



（世田谷区立三宿中学校）

○エレベーターは95校中13校に設置。日影条例等により増設することが困難な事例も見受けられる。



○プールに出入りできるようにスロープを設置



（世田谷区立船橋小学校）

○出入口整備に加え、学校からの要望によりトイレの環境改善を行っている。（各校1系統ずつ整備）



（世田谷区立三宿中学校）

○通級教室の玄関に待合いスペースを設けている。



○収納を十分に確保したプレイルーム



（世田谷区立船橋小学校）

## 計画の評価

計画の進捗状況については、いえ・まち条例の規定に基づき定期的に評価することとされており、これを受け、計画の進捗状況を把握するため、バリアフリー整備の現状について調査を実施している。

平成16年度には、区民会館、図書館、出張所、地区会館、区民集会所等について調査を行い、その結果を広報（「いえ・まち通信 vol. 2」）により公表している。

### ○「いえ・まち通信 vol. 2」（抜粋）

区施設のバリアフリー整備状況調査				
世田谷区では、バリアフリー整備を義務化する条例改正の機に合わせ、区施設における、バリアフリー整備の状況を調査しました。対象は、区民のウチが日常利用する、主な357施設です。				
今回は、区民会館+区民センター(21件)、図書館(15件)、出張所(27件)、地区会館+区民集会所(90件)の、合わせて140施設の主なバリアフリー整備について報告します。				
調査の実態にあたっては、施設の管理者の方々にご協力いただきました。				
■ 施設ごとの整備率 ※おおよその率は70%に相当します。				
施設種別	区民会館 区民センター	図書館	出張所	地区会館 区民集会所
車いす利用車庫	★★★★★	★★★	★	★
建物内通路	★★★★★★★★	★★★★★★★★	★★★★★★★★	★★★★★★★★
エレベーター	★★★★★	★★★★★	★★★	★★★
出入口の自動ドア	★★★★★★★★	★★★★★★★★	★★★★★★★★	★★★★★★★★
廊下のすずり	★★★★★	★	★	★★★
階段のすずり	★★★★★	★★★★★	★★★★★	★★★★★
エレベーター	★★★★★★★★	★★★★★★★★	★★★★★	★★★
車いす対応トイレ	★★★★★★★★	★★★★★★★★	★★★★★	★★★★★
ベビーベッド	★★★★★	★★★★★	★★★	★★★

■ 概要説明

① 区民会館、区民センター、図書館では、整備が進んでいます。敷地内通路の段差解消、出入口の自動ドア化、階段のすずり、エレベーターの設置、トイレの車いす対応ブースの整備は、60%以上となっています。

② 規模の小さい施設では、整備率が低くなっています。比較的規模の小さい出張所、地区会館、区民集会所の、車いす用駐車区画や地区会館、区民集会所の、出入口の自動ドアの整備率は50%以下となっています。

③ 廊下のすずり、車いす用駐車区画等の整備率は10%以下となっています。全体的に整備率が90%以下となっている項目は、廊下のすずり、車いす用駐車区画、エレベーターの設置です。

## 整備財源

交通バリアフリー法の基本構想重点整備地区における整備については、国庫補助を受けている。平成19年度のバリアフリー関連予算については、東京都の福祉改革推進事業補助金の活用を予定している。

学校施設については、大規模改造、改築事業では「安全・安心な学校づくり交付金」を活用することとし、バリアフリー化整備のみ行う場合は、単独費で整備を行っている。

## 5 検討組織

条例の規定に基づき、区議会議員、学識経験者、区民代表、区職員からなる「ユニバーサルデザイン環境整備審議会」により検討を行っている。また、下部組織として、公募区民によるワークショップ、庁内検討委員会を設置している。

### ○「バリアフリー世田谷プラン21」検討体制

- 東洋大学教授
- 武蔵野美術大学教授
- 工学院大学教授
- 茨城大学助教授
- 弁護士
- 視覚障害者福祉協会
- ミニキャブ区民の会
- せたがや子育てネット
- 東京学芸大学研究生
- 肢体不自由児（者）父母会
- 高齢者クラブ
- 公募
- 公募
- 東京都建築士会
- 鉄道事業者
- 松陰神社通り振興組合

### ●今後の課題と研究会コメント

- 世田谷区は、梅丘地区における「ふれあい通り」の計画をはじめ、区民参加により積極的に福祉のまちづくりを推進しており、「バリアフリー世田谷プラン21」の検討においても公募区民によるワークショップを開催するなど、区民の積極的な参加がうかがえる。
- 平成19年4月には、いえ・まち条例が廃止され、新たに「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」が施行されたところであり、同条例において区長は「ユニバーサルデザインアドバイザー」をおくことができるとされている。この制度を活用し、今後とも、より質の高い施設整備が進められることが期待される。

